

令和6年3月

宇土市議会定例会議員提出議案

令和6年3月19日提出

令和6年3月市議会定例会議員発議議案目次

番 号	議 案 名	ページ
発議第1号	宇土市議会議員の請負の状況の公表に関する条例について	1
発議第2号	非平時にかかる地方自治法の改正に当たっては地方自治の本旨が守られることを求める意見書	3

発議第1号

宇土市議会議員の請負の状況の公表に関する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び宇土市議会会議規則（令和4年議会規則第1号）第14条の規定により、別紙のとおり議案を提出する。

令和6年3月19日提出

提出者 宇土市議会議員 宮原 雄一
今中 真之助
山村 保夫
柴田 正樹
西田 和徳
佐美 三洋

宇土市議会議長 藤井 慶峰 様

宇土市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、宇土市議会議員（以下「議員」という。）が宇土市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における宇土市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存及び閲覧等)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

発議第2号

非平時にかかる地方自治法の改正に当たっては地方自治の本旨が守られることを求める意見書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び宇土市議会会議規則（令和4年議会規則第1号）第14条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和6年3月19日提出

提出者 宇土市議会議員 今中 真之助
野 口 修 一
西 田 和 徳

宇土市議会議長 藤 井 慶 峰 様

非平時にかかる地方自治法の改正に当たっては地方自治の本旨が守られることを求める意見書

大規模災害や感染症危機などの非常時であれば、個別法に規定がなくても、国が自治体に必要な指示ができるようにすることを柱とした地方自治法改正案が3月1日、今通常国会内に閣議決定されました。

地方自治法は第1条において「この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。」と定めています。

しかし、上記の改正案は、一般的に地方公共団体の「団体自治」及び「住民自治」の2つの意味における地方自治を確立すること、とされている「地方自治の本旨」とは相いれないものと考えます。また、同法第245条の3には普通地方公共団体に対する国の関与は「必要な最小限度のものとする」と定められていることとも齟齬が生じます。

以上の理由から、政府の統制力がいたずらに強められることなく、地方自治が健全に守られるよう宇土市議会は国会に対し、次の事項を強く求めます。

- 1 地方自治の本旨に基づき、地方公共団体の団体自治や住民自治を制限するような地方自治法改正は行わないこと。
- 2 非平時における国からの指示権を創設する場合は、「非平時」とされる事態を明確にするとともに、地方自治体の自主性・自立性を尊重する観点から、行使する際の要件を絞った上で法に明確に規定し、権限の行使に当たっての適正確保のための慎重な手続を設けるなど、極めて限定的かつ厳格な制度となるよう慎重に検討すること。
- 3 非平時における対応であったとしても、広く国民に大きな影響を及ぼす地方自治法の改正に当たっては、国会における議論にとどまらず、地方公共団体の長、議員等から広く意見を聴取の上で行うことを必要最低限の条件とし、改正案に係る協議内容及び国民生活への影響等を国民に対してわかりやすく周知し、国民的な議論を経た上で慎重に進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月19日

熊本県宇土市議会議長

藤井慶峰

衆議院議長 額賀福志郎様
参議院議長 尾辻秀久様
内閣総理大臣 岸田文雄様